

災害時における医療ガス等の供給に関する協定書

(趣旨)

第一条 高知県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門高知県支部（以下「乙」という。）は、高知県内及び四国4県において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害救助に必要な医療ガス等の供給に関し次の通り協定を締結する。

(要請)

第二条 甲は、次に掲げる場合において、医療ガス等を調達する必要があると認めた時は、乙に加入する医療ガス販売業者（以下「会員会社」という。）の所有する医療ガス等の供給について、乙に対して協力を要請することができる。

- (1) 高知県内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 高知県以外の災害救助等のため、国又は関係都道府県知事から供給を要請されたとき。

(医療ガス等の範囲)

第三条 甲が乙に供給を要請する医療ガス等は、次に掲げるもののうち乙の会員会社が保有する医療ガス等とする。

- (1) 医療用酸素、医療用亜酸化窒素、医療用窒素、医療用二酸化炭素
医療用液化酸素、医療用液化窒素、滅菌ガス
- (2) 医療用ガス配管設備、在宅酸素療法等甲が指定するガス供給機器等

(要請の方法)

第四条 第二条に定める要請は、別途定める文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することができる。

2 甲から乙への要請経路は、別途定める。

(要請に基づく乙の措置)

第五条 乙が第二条に定める要請を受けた時は、乙は、乙の会員会社の所有する医療ガス等を、甲に優先的に供給するよう努めるものとする。

2 乙から甲への報告経路は、別途定める。

(価格)

第六条 医療ガス等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上、定めるものとする。

(引渡し)

第七条 医療ガス等の引き取り場所は、甲が指定するものとし、当該医療ガスの搬送は甲又は乙の指定するものが行うものとする。

- 2 乙は甲の要請により会員会社に車両等で搬送させる場合は、必要により甲に誘導車両の派遣等必要な措置を依頼できるものとする。
- 3 前項の場合において、甲は、甲の指定する引き取り場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、医療ガス等を確認した上で引き取るものとする。

(連絡責任者及び連絡方法等)

第八条 第二条に定める要請に関する連絡の責任者として、甲は、高知県災害医療対策本部長を、乙は一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門高知県支部長をそれぞれ指定するものとする。

- 2 甲及び乙は、それぞれの連絡責任者との間で連絡が取れない場合に備えて、第四条第2項の要請経路について協議し、これを定めておくものとする。
- 3 乙は、乙の連絡先及び医療ガス等の供給体制並びに会員会社連絡網について、年一回見直した上で、毎年、甲に提出するものとする。

(代金の支払い)

第九条 甲が引き取った医療ガス等の代金は、災害発生による混乱が沈静化した後速やかに乙に支払うものとする。

(連絡員の派遣)

第十条 大規模な災害のため、電話等による通信が困難な場合等は、甲の要請により乙は、甲が設置する災害医療対策本部等に連絡員を派遣するものとする。

(連絡協議会への参加)

第十一条 甲が災害対策等の協議会を設置した場合は、甲の要請により乙は参加するものとする。

(防災訓練への参加)

第十二条 乙は、甲が行う防災訓練等に関し、甲の要請に基づき参加協力するものとする。

(協議)

第十三条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

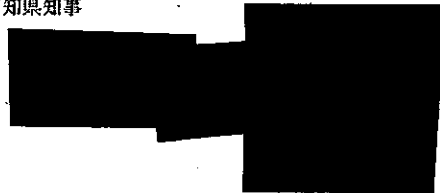
第十四条 この協定の有効期間は、協定締結の日から一年間とする。

2 前項の期間満了日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも協定終了の意思表示がない場合には、さらに一年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定を成立する証のため、本書二通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自一通を保有する。

平成 24 年 3 月 14 日

甲 高知県高知市丸ノ内1-2-20
高知県知事



乙 高知県高知市稲荷町2-15
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
四国地域本部 医療ガス部門
高知県支部長

